

外国人留学生のための FAQ(Frequently Asked Questions)

*** 現在、日本にいる私の在留資格は「留学」ではありませんが、出願できますか？**

現在、日本に「留学」以外の在留資格で入国している方も出願できます。

*** 入学が許可された後に在留資格の手続きが必要ですか？**

以下の通り、在留資格の状況によって異なります。

1. 入学手続き時に既に日本国内に居住し、「留学」の在留資格を有している場合

現在の在留期限が5月までに満了する場合は、「在留期間更新」の手続きが必要です。入学前に出入国在留管理局で期間更新の手続きを行います。

2. 入学手続き時に既に日本国内に居住し、「留学」以外の在留資格を有している場合

「留学」への在留資格変更の義務はありませんが、私費外国人留学生のためのサービス（奨学金など）を受けたい場合は、本学発行（3月頃）の「入学許可証」を入手後、出入国在留管理局での手続きが必要です。

3. 入学手続き時に日本国外に居住し、在留資格を有しない場合

在留資格認定証明書交付申請の手続きが必要です。入学手続き時納入金の締切日にかかわらず、速やかに振込を済ませてから、交付申請を行ってください。なお、希望により本学で代理申請を行っています。

*** 現在、在留資格が「留学」で、3月末に在留期限満了とならない場合でも、在留カードを国際交流オフィスへ持参する必要はありますか？**

在留期限の確認やその後の手続きを説明する必要がありますので、4月中に在留カードを持参の上、国際交流オフィスまでお越しください。

*** 留学中にアルバイトはできますか？**

日本では、「留学」の在留資格で滞在する者に対して、学業に支障がない範囲でのアルバイトを認めています。ただし、アルバイトを行う場合は入管に「資格外活動許可申請」を提出する必要があります。許可後に在留カードへその旨が記録され、それにより週28時間以内の就労、大学の長期休暇中は1日8時間の就労が認められます。ただし、入管で認められていない職種がありますのでご注意ください。